

IC カード利用約款

第1条（約款の趣旨）

一般財団法人済美会（以下「当会」といいます。）は、電子情報による前払式代金決済のため「Saica サイカ」のお取引について、この約款により取り扱うものとし、次条に定義するお客様は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条（定義）

この約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 1 IC カード この約款に基づき取引代金の支払に利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付の証券
- 2 「Saica サイカ」 IC カード内の集積回路内に記録することができる金額についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払に利用することができるもの。
- 3 入力 IC カードに電子情報を記録すること。
- 4 電子入金 「Saica サイカ」に金額を加算する入力をする事。
- 5 電子出金 「Saica サイカ」に金額を減算する入力をする事。
- 6 利用可能残高 IC カードに入力されている「Saica サイカ」の金額
- 7 入金機 電子入金することができる機器
- 8 カード利用機器 電子出金することができる機器
- 9 精算機 「Saica サイカ」の一部を現金と引換えできる機器
- 10 保有 ある人が「Saica サイカ」を任意に利用できる状態にあること。
- 11 提携店 当会が定める手続きにより「Saica サイカ」取引の契約を締結している店舗
- 12 お客様 「Saica サイカ」を保有する方

第3条（ICカードの交付）

「Saica サイカ」の交付を希望される方は、当会が定める手続きにより、「Saica サイカ」の交付を受けることができます。交付の際には保証金をお預かりします。保証金は精算機で「Saica サイカ」と引換えに返金いたします。

第4条（電子入金）

- ① お客様は、当会が定める入金機により、当会の定める方法で「Saica サイカ」の電子入金を受けることができます。
- ② お客様は、当会に対し、「Saica サイカ」の電子入金を受けるに際し、当会が定める方法により、電子入金の代金をお支払いいただきます。
- ③ お客様は、前項の代金のお支払いに際し、当会が定める方法により、当会が定める電子入金手数料をお支払いいただきます。

第5条（「Saica サイカ」のご利用）

- ① お客様は、当会直営店及び提携先において、「Saica サイカ」をそのご利用可能残高の範囲内で、当会が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
- ② お客様が前項により「Saica サイカ」をご利用になる場合には、カード利用機器により電子出金をいたします。
- ③ お客様が「Saica サイカ」を当会直営店及び提携店に対する代金支払にご利用になった際に、当会直営店及び提携店は「Saica サイカ」専用のご利用伝票の発行はいたしませんのでご了承ください。
- ④ 「Saica サイカ」をご利用になれる当会直営店及び提携先は、当会との提携の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第6条（「Saica サイカ」の譲渡性）

「Saica サイカ」は、譲渡することができません。

第7条（ご利用可能残高の確認等）

「Saica サイカ」のご利用可能残高は、当会が定める入金機・カード利用機器・精算機でご確認ください。

第8条（「Saica サイカ」が利用できない場合1）

お客様は、次の場合には、「Saica サイカ」をご利用いただくことができません。

- 1 「Saica サイカ」が偽造もしくは変造され、または不正に作り出されたものであるとき。
- 2 「Saica サイカ」が違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき、または違法に保有されるに至ったものであるとき。

第9条（「Saica サイカ」が利用できない場合2）

「Saica サイカ」の破損、カード利用機器の故障、停電その他やむを得ない事由により、加盟店のカード利用機器による「Saica サイカ」のご利用可能残高の読取りまたは電子出金をすることができない場合には、お客様は「Saica サイカ」をご利用いただけませんので、ご了承ください。

第10条（「Saica サイカ」の再入力等をする場合）

- ① 「Saica サイカ」のご利用可能残高の読取りができず、または、「Saica サイカ」に電子入金もしくは電子出金ができない等の異常が生じた場合には、お客様は、当会が定める方法で「Saica サイカ」を提出いただくことにより、当会が定める方法により当会から「Saica サイカ」の再交付または、再電子

入金を受けることができます。

- ② 前項により、当会が再電子入金をする「Saica サイカ」のご利用可能残高は、IC カードの集積回路中の記録またはご利用履歴の記録により推計した金額とします。
- ③ 第1項により「Saica サイカ」を交付する場合において、「Saica サイカ」の図柄または機能の一部について、従前の「Saica サイカ」と異なる場合がありますのでご了承ください。
- ④ 当会は、本条の「Saica サイカ」の再交付または再電子入金に代えて、当会の都合により、第2項の金額の全部または一部を現金で返還する場合があります。
- ⑤ お客様の事情により当会が本条の取扱いをする場合には、当会は、お客様に当会所定の実費相当額の再交付手数料をご負担いただきます。

第11条（「Saica サイカ」の再入力等をしない場合）

当会は、以下の場合には前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

- ① お客様が IC カードを盗まれ、または紛失され、もしくは破損され、これらに準じて「Saica サイカ」の全部または一部の保有を失われた場合。
- ② お客様が退院時にテレビ・冷蔵庫課金機から、「Saica サイカ」に残度数を戻し忘れた場合。
(残度数の戻し入れは、預入をしたカードと同一のカードが必要です。)

第12条（当会直営店及び提携先との関係）

- ① お客様が「Saica サイカ」をご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、当会直営店及び提携先との間で解決していただくものとします。
- ② 前項の場合において、当会が提携先に「Saica サイカ」ご利用代金相当額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当会が定める方法により当該「Saica サイカ」ご利用代金相当額の全部または一部を現金でお支払いする場合があります。
 - 1 お客様が当会の定める必要資料を提出し、当会が当該必要資料に基づき提携先が「Saica サイカ」ご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - 2 お客様および提携先が当会の定める届出を当会が定める方式で提出したとき。
- ③ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、お客様は、当会に対して「Saica サイカ」ご利用代金相当額の電子入金を求めることができません。
 - 1 「Saica サイカ」をご利用した売買契約もしくは役務提供契約等がお客様にとって商行為であるとき。
 - 2 「Saica サイカ」ご利用代金相当額が1千円に満たないとき。

- 3 お客様が「Saica サイカ」をご利用されてから2年以内に前項の条件が満たされなかったとき。
- 4 お客様による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められるとき。

第13条（換金の原則禁止）

- ① 「Saica サイカ」は、この約款に別段の定めがある場合を除き、現金との引換えはできません。
- ② お客様の事情によらずに「Saica サイカ」のご利用が著しく困難になったと認められる場合または当会の都合により「Saica サイカ」の利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当会が定める方法でICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
- ③ お客様が金沢大学附属病院を退院する場合及びお客様の事情により「Saica サイカ」のご利用が困難になったと認められる場合には、前2項の定めにかかわらず、お客様は、当会が定める方法でICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から当会が定める換金手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。
- ④ 前2項の場合ご利用可能残高の10円未満の払い戻しはいたしません。

第14条（取扱いの変更）

ICカードまたは「Saica サイカ」の取扱いについて、この約款を変更する場合には、当会は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第15条（お客様ご相談窓口）

ICカード、「Saica サイカ」のまたは本契約に関するご質問、ご相談は、当会までご連絡ください。

附則

この約款は、平成21年5月7日から適用します。

附則

この改正約款は、令和2年6月19日から実施します。

お問い合わせ先

一般財団法人 済美会 総務係
所在地 金沢市宝町13番1号（金沢大学附属病院内）
電話 076-261-0723